

本校高等部生徒全員が安全で充実した学校生活を送ることを目指し、必要な決まりを定める。
本校では、障害の程度にかかわらず、すべての生徒に対し自立を目指し指導をしていく。

1 登下校について

(1) 安全に気を付け、届け出た通学方法、通学路を交通規則や交通道德を正しく守って登下校する。

(2) 登校時刻は9時、下校時刻は15時とする。

(3) 遅刻、早退、外出、欠席の場合は、あらかじめ学校に届け出る。

2 挨拶・礼儀について

(1) 誰とでも気持ちよい挨拶をする。

(2) 職員室等に入る時には「失礼します」、出るときには「失礼しました」と挨拶をする。

3 服装・身だしなみについて

(1) 制服及び体操服、作業服等を着用する際は、身だしなみに気を付ける。

(2) 指定外の服を着用する必要がある場合は、指定服外着用届を提出する。

(3) 原則、夏季服装は6月1日から、冬季服装は10月1日からとする。その前の2週間と後ろの2週間を移行期間とする。

(4) ソックスは、白色または紺色、黒色を着用し、スニーカーソックスは着用しない。

(5) 11月～3月まで間、女子はストッキング及びタイツを着用して良い。ただし、色はベージュまたは、黒色とする。

(6) 染髪、化粧、マニキュア、ピアス等は禁止する。

(染髪し、黒染めで対応した生徒は、地毛の色に戻るまで、黒染めを行う。)

4 清掃・美化について

(1) 校舎内外を汚さないように気を付ける。

(2) 土を校舎内に入れないよう、くつや泥を払って入る。

(3) 決められた場所を掃除する。また、掃除用具は大切に扱い、使用後は片付けをする。

(4) 一人一人が、学校の美化に努め、気持ちのよい環境を作る。

5 学校生活について

(1) 携帯電話について

校内へ持ち込む場合は、校長へ届出書を提出する。

校内では、取り出さず、通話やメール等も禁止する。

校内では、マナーモードにし、カバンの中等の外から見えない場所で保管する。

保護者と使用のルールを決め、マナーについて確認し、それを守る。

届出なく学校に持ち込んだ場合は、学校が一旦預かり、保護者の来校を求め、返却する。

(2) アルバイトについて

アルバイトは、禁止する。ただし、家庭の事情及び進路に関する事由でアルバイトを希望する場合は、生徒と保護者が担任をとおして「アルバイト許可願」を学校に提出し、校長の許可を得る。

ア 生徒の健康、安全、学校生活への影響、家庭の経済的理由等を十分考えて判断する。

イ アルバイトの意義や問題点について十分指導し、学校生活や日常生活に影響が出ないようにする。

ウ アルバイトによって学校生活や日常生活に影響が出る場合は、アルバイトの許可を取り消す。

(3) 原動機付自転車等の運転免許証の取得は禁止する。ただし、校長が認めた場合は、この限りではない。その場合でも在学中の運転は禁止する。

(4) 登校後、無断で校外に外出することを禁止する。外出する用件がある場合には担任の許可を得ること。

- (5) 学校に不必要なものを持ってこない。持ってきた場合は担任に預けること。
- (6) 学校の公共物を破損したときには、ただちに担任に届け出ること。
- 原則、費用弁償の対象とする。
- (7) 法令、法規、生徒指導規程に違反する問題行動を起こし、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。また、警察に被害届を提出することがある。

ア 法令・法規に違反する行為

- (ア) 飲酒・喫煙
- (イ) 暴力・威圧的行為・強要行為
- (ウ) 建造物・器物破損
- (エ) 窃盗・万引き
- (オ) 性に関する問題行動
- (カ) 薬物乱用
- (キ) 交通違反
- (ク) 刃物所持
- (ケ) 選挙運動中に公職選挙法に違反する行為
- (コ) その他法令・法規に違反する行為

イ 本校の規則等に反する行為

- (ア) いじめ
- (イ) 指導に従わない等の指導無視及び暴言
- (ウ) 喫煙・煙草の所持等
- (エ) 夜間徘徊
- (オ) 暴走族等への加入
- (カ) その他、学校が教育上指導を必要とする行為をしたとき

ウ 特別な指導は次のとおりとする。

- (ア) 説諭(校長説諭、管理職説諭、生徒指導主事説諭)
- (イ) 学校反省指導(別室反省指導・授業反省)

6 校外の生活について

- (1) 遊技場(パチンコ店・ゲームセンター)等、法令・法規で未成年の入場が禁止されている場所・時間内の立ち入りを禁止する。
- (2) 登下校時、保護者の同伴なしでの飲食店(ファーストフード店、喫茶店等)、コンビニエンスストアの利用を禁止する。
- (3) 外出する時は、行き先と帰宅時刻を保護者に伝える。

7 不審者への対応

- (1) 知らない人についていかない。又は、知らない人の車に乗らない。
- (2) 知らない人に声をかけられたらすぐに逃げる。困った時は、大声をあげて近くの人に助けを求め。
- (3) 保護者・学校にすぐに知らせる。

一部改正 平成27年3月6日

制服については、平成27年度入学生から適用とする。

一部改正 平成27年4月22日

一部改正 平成27年8月31日

一部改正 平成28年3月15日

一部改正 平成29年3月30日

一部改正 平成31年3月29日

一部改正 令和2年3月31日

一部改正 令和2年4月1日